

令和7年度事業計画

公益社団法人青森県トラック協会

[1] 策定基調

我が国の経済は、この30年余の間、バブル崩壊に伴う混乱やデフレ、世界的な金融危機、度重なる自然災害、コロナ禍といった幾多の難局に直面したが、これらを乗り越えてきたところである。

政府は、成長型経済への道筋をつけるため、自然災害への対応を含め、安心・安全の確保を図るとともに、「新しい資本主義」を始めとする経済財政政策の取組みを引き継ぎ、加速・発展させていくこととしている。

こうした状況の中で、「物流の2024問題」に引き続き、さらに、「物流の2030年問題」への対応を期すため、さらなるトラック運送業界の健全化に向け、改正物流法等への対応や事業許可の更新制等の導入を目指し、全力で取り組んでいくこととしている。

また、荷主対策の深度化については、トラック・物流GメンとGメン調査員との緊密な連携を図り、業界の健全化を推し進めることとする。

さらに、安心して安全な輸送サービスを提供するため、飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、良質なドライバーを確保するため、外国人ドライバーの受け入れに向けた対応やドライバーの社会的評価の向上について強力に取り組むこととしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和7年度事業として下記に示す最重点施策及び重点施策を推進するため、諸活動を積極的に展開し、県内の経済とくらしを力強く支えていくこととする。

朱書き＝令和7年度新規及び改正事項等

最重点施策

- (1) 物流革新に向けた改正物流法等への対応
- (2) 改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
- (3) 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
- (4) トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- (5) 適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底
- (6) 燃料高騰対策等の推進
- (7) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進
- (8) 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進
- (9) 環境・GX対策及びSDGs対策の推進
- (10) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

重点施策

- (1) 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- (2) 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (3) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

[2] 令和7年度事業計画

A. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業(公益目的事業)

1. 交通安全対策事業

事業用貨物自動車による交通事故防止は社会の要請であり、公道を利用する運送事業者として最重要課題でもある。当協会では、事業用自動車はもとより、社会全体の交通事故の死者及び人身事故の削減、飲酒運転の根絶を目指し、次の事業を実施する。

(1) 安全対策・運行管理等高度化機器の普及促進に資する助成事業

最重点施策(3)(7)(8)

事業用貨物自動車の交通事故削減に効果が期待される各種安全機器の助成と、運行管理等の業務を支援するため、運転教育やドライバーの特性把握、自動点呼等の運行管理等の高度化に関する助成を行う。

ア. 交通事故削減に資する助成事業

- ① 運行管理者一般講習受講助成
- ② ドライブレコーダ機器等導入促進助成
- ③ アルコール検知器導入助成
- ④ 安全装置等導入促進助成
- ⑤ 車輪脱落事故防止対策助成(新規)

イ. 運転教育・ドライバーの特性把握に資する助成事業

- ① 一般適性診断料助成
- ② 初任診断・適齢診断料助成
- ③ 運転記録証明等交付手数料助成
- ④ 健康診断料助成
- ⑤ 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査料助成
- ⑥ 血圧計導入促進助成(全ト協枠による助成)
- ⑦ トラックドライバー等安全教育訓練受講料助成

ウ. 運行管理等の高度化に資する助成事業

- ① 自動点呼機器導入促進助成
- ② IT化促進助成

(2) 安全運転技能及び日常点検整備技術の向上の促進

最重点施策(3)(7)

県内のトラック運転者がプロドライバーとしての技術及び意識を更に高め、輸送時の安全確保や安全運転に寄与することを目的として、法令知識、車両点検、運転技能について競技し、成績優秀者を上部機関である全日本トラック協会が主催する全国大会に出場させる。

- ・ 大会名 第54回青森県トラックドライバーコンテスト
- ・ 開催予定日 令和7年7月26日(土)
- ・ 開催場所 青森中央自動車学校(青森市)

※ 第57全国トラックドライバーコンテスト予選会を兼ね、成績優秀選手を10月に開催される全国大会選手として推薦する。

(3) 交通事故防止、飲酒運転根絶に向けた取組の強化

最重点施策(3)

各種交通安全運動、キャンペーン等の実施、事故防止対策に資する各種研修会等通じ、交通安全推進を行う。

ア. 春、秋の全国交通安全運動

- ・ 春…令和7年4月6日（日）～15日（火）
- ・ 秋…令和7年9月21日（日）～30日（火）
- ・ **令和7年4月10日（木）及び9月30日（火）を「事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日」とする。（新規・全国統一）**
- ・ 全国交通安全運動実施計画を策定し、会員に展開する。

イ. 新入学高校生事故防止キャンペーン（交通安全グッズの贈呈）

- ・ 公立及び私立高校1年生を対象とし、反射材及び自転車の交通ルール指導リーフレットを贈呈する（贈呈式は4月8日（火）に実施予定）

ウ. 第65回正しい運転・明るい輸送運動

- ・ 運動期間…令和7年11月16日（日）～令和8年1月10日（土）
- ・ ポスターを作成し、全会員へ配布
- ・ 全日本トラック協会への表彰候補者推薦（表彰枠：従業員2/事業所1）

エ. 令和7年度年末年始の輸送等に関する安全総点検

- ・ 運動期間…令和7年12月10日（水）～令和8年1月10日（土）
- ・ 青森運輸支局による「安全総点検実施要領」を全会員に配布
- ・ 会員事業者重点点検事項の自主点検実施及び報告を依頼

オ. 車輪脱落事故防止キャンペーン

- ・ 運動期間…令和7年11月1日（土）～令和8年12月27日（土）
- ・ 冬用タイヤへの交換後、1か月以内に車輪脱落事故が多発していることから、ホイールナット締付状態の自主点検・整備運動を展開する。
- ・ 運動期間前に車輪脱落事故防止に向けたセミナーを開催する。

カ. 交通事故防止、飲酒運転根絶に向けたセミナーの開催及び広報・啓発の実施

- ・ 2025年を目標年とする「トラック事業における総合安全プラン2025」の事故削減目標を達成するために、飲酒運転事故、交差点事故及び追突事故防止対策についてセミナーを開催する。
- ・ **全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、ドライバー等に対する指導を徹底し、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。**
- ・ **ドライバー等を対象とした飲酒運転しないことの宣言書署名など、会員事業者等と連携した取り組み強化を図る。**

キ. 青森県トラック協会事故防止安全大会の開催

トラック協会会員事業者による「事故防止安全大会」として、事業用トラックによる交通事故防止対策をテーマとした研修会を開催するとともに、事故防止安全決議の採択を行い、交通事故絶無への意識高揚を図る。

ク. 小学生を対象とした「交通安全教室」開催

交通弱者の交通事故防止のため、児童向けの体験型学習を通じて、事故防止啓発を行う。

ケ. 各支部に設置した運転適性診断システムの活用促進

各支部設置の適性診断機器を有効に活用し、事業用貨物自動車の運転者が手軽に運転適性診断を受診出来る機会を提供、受診率の向上によって、事業者による運転者指導や交通事故防止を図る。

2. 環境エネルギー対策事業

トラック輸送の温室効果ガス排出削減による環境負荷の低減は、トラック運送業界に対する社会的要請である。また、国内物流の基幹産業として発展を遂げるためにも環境保護関連団体の活動に積極的に参加し、社会との共生を図ることが求められていることから、次の事業を実施する。

(1) 環境保全・地球温暖化対策に資する助成事業

最重点施策(6)(9)

事業用貨物自動車が出す温室効果ガス等の削減に効果が認められる機器、車両等の導入や、事業者が行う環境保全・地球温暖化対策に資する事業について助成を行う。

ア. 温室効果ガス等の削減に資する助成事業

- ① アイドリングストップ支援機器導入促進助成
- ② 環境対応車導入促進助成(全ト協枠による助成)

イ. 事業者による環境保全・地球温暖化対策に資する助成事業

- ① グリーン経営認証制度促進助成

(2) 環境保全・地球温暖化対策の推進

最重点施策(6)(9)

事業所及び各ドライバーへの環境啓発を図るため、各種運動等に積極的に参加するほか、環境関連団体の運動等に賛助する。

ア. 令和7年度トラック運送業界における点検整備推進運動の展開

- ・ 運動期間・・・令和7年9月1日(月)～10月31日(金)
- ・ 黒煙による環境汚染の防止に関する自主点検整備の推進

イ. 環境エネルギー研修会の開催

カーボンニュートラルに向けた新たな環境対応、GX対策及びSDGs対応等をテーマとした研修会を開催する。

ウ. トラック運送業界の環境美化月間

5月を「トラック運送業界の美化月間」とし、環境美化につながる活動として、全日本トラック協会との協力によるゴミのポイ捨てに対する取り組みを推進する。

エ. 環境関連団体が実施する環境改善運動への協力

- ・ 青森県地球温暖化対策推進協議会
- ・ 奥入瀬溪流利用適正化協議会
- ・ あおもり循環型社会推進協議会
- ・ もったいない・あおもり県民運動推進会議
- ・ 青森県美しい森林づくり推進会議

3. 適正化対策事業

当協会は、貨物自動車運送事業法第38条の規定により、「地方貨物自動車適正化事業実施機関」として東北運輸局青森運輸支局の管轄区域の一を限って東北運輸局長から指定を受けている。(平成2年12月1日)

地方適正化事業実施機関の事業は、同法第39条の各号に定められており、貨物自動車運送事業の秩序確立を図ることを目的としており、適正化対策事業として次の事業を実施する。

(1) 地方適正化事業の推進重点

最重点施策(3)(5)

ア. 貨物自動車運送事業者の指導

輸送の安全を阻害する行為の防止と法律に基づく命令の遵守を目的として、貨物自動車運送事業者に対して会員・非会員を問わず、県内の事業所を訪問し、全国統一の指導基準に基づき巡回指導を行う。

イ. 業類似行為(白トラ)の防止

白トラ、名義貸し行為に関する情報収集、啓発活動を実施する。

ウ. 啓発広報活動

過積載運行、過労運転、危険運転、飲酒運転、**車輪脱落事故**等防止の啓発広報活動を実施する。

エ. 苦情処理

運送事業に係る苦情の処理を行う。苦情の申立者は、荷主等の利用者に限らず、ドライバー等の一般市民も対象とし、煽り運転や急な割り込み等の「危険運転行為」に関する苦情を含め、再発防止指導を中心に処理する。

オ. 行政との連携

- ・巡回指導等の機会を通じ、事業者から収集した悪質な荷主の情報をトラック・**物流Gメン**に提供し、法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」等の措置を講じるよう、関係行政機関との連携強化を図る。
- ・運輸行政による早期監査支援のため、適正化情報処理システムによる巡回指導結果の迅速な情報提供を行う。

(2) 適正化事業の公正・着実な推進

最重点施策(3)(5)

ア. 青森運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導等への適切な対応、並びに総合評価がD、E等の事業者に重点化した巡回指導を実施する。

イ. **貨物自動車運送事業に関する関係法令の改正内容の周知、遵守の徹底を推進する。**

ウ. 青森運輸支局との連絡会議を定期的で開催し、**適正化実施機関の活動状況(巡回指導結果や指導事項の改善状況等)の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。**

(3) **改正改善基準告示の周知、及び改正貨物自動車運送事業法の遵守**

最重点施策(4)(5)

ア. **令和6年4月に施行された改正改善基準告示内容と遵守について、リーフレットを活用し周知徹底を図る。**

イ. **令和7年4月から施行される改正貨物自動車運送事業法について、法令遵守の徹底を図るとともに、巡回指導等を通じリーフレットを活用し周知させる。**

(4) 事業用貨物自動車の交通事故防止活動

最重点施策 (3) (8)

- ア. 適正な運行管理、飲酒運転根絶、危険運転の防止、事業用自動車による交通事故防止事例等の情報を事業者提供し、事業者による交通事故防止活動の支援を行う。
- イ. IT、遠隔、自動点呼等の普及による運行管理能力向上等の促進
- ウ. 車輪脱落事故、車両火災事故等、車両整備不良による事故防止のため、適正な整備管理の推進を行う。

(5) 安全性優良事業所（Gマーク制度）の認定促進

最重点施策 (3)

全日本トラック協会ではトラック運送事業者の安全性の取組みを評価、認定、公表する安全性優良事業を実施しており、当協会ではこの事業の実施に当たり、事業者の認定評価に必要な安全性の取組みに関する支援や助言、申請書類の受付等を行う。

(6) 国土交通省「運輸安全マネジメント」の推進

最重点施策 (3)

トラック事業の経営トップ主導による職場の安全体制を構築するため、巡回指導や研修会を通じて経営者等への指導を行う。

(7) 輸送秩序確立の推進

最重点施策 (1) (2) (4)

安全で安心かつ良質な輸送サービスを安定的に確保・提供し続けるため、法令遵守及び適正取引を通じた輸送秩序の確立を図る。また、標準的な運賃、標準運送約款を基にした健全な取引環境の実現、燃料サーチャージ制の普及、付帯作業・待機時間料金及び高速道路料金等について、適正なコストが収受できる環境整備のため、荷主に対する働きかけを強化する。

(8) 法令遵守等に関する研修会の開催

最重点施策 (1) (2) (3)

- ア. 初任運転者特別指導教育、運行管理者試験対策講習会を開催する。
- イ. 貨物自動車運送事業の適正な運営に必要な規則・法令等に関する研修会を開催する。
- ウ. 標準的な運賃、時間外労働規制、改正改善基準告示等、2024年問題への適切な対応について、荷主等への理解促進に向けたセミナーを開催する。

(9) 地方適正化事業評議委員会の運営

最重点施策 (4) (5)

地方実施機関の組織・運営の中立性、透明性を確保し、地方適正化事業の公正かつ着実な実施を図るため、同評議委員会運営を通じて、地方適正化事業に対する活動指針、活動状況、その他適正化事業に関する重要事項について提言を受ける。

4. 緊急輸送対策事業

東日本大震災等、過去の大規模災害の教訓を生かし、今後発生が予想される様々な災害に対応するため、関係機関との連携を図りながら、次の事業を実施する。

(1) 各種防災訓練への参加等

最重点施策 (10)

事業用貨物自動車は自然災害等の発生において緊急救援物資や災害復旧に必要な資機材の輸送を行う重要な役割があり、各種防災訓練等に参加するほか、緊急通信体制の整備及び情報伝達訓練を実施して災害時に対応できる組織体制の整備を行う。

- ア. 青森県総合防災訓練等に参加し、大規模災害発生時に対応できる緊急対応及び情報伝達訓練等による組織体制の整備
- イ. 今後想定される災害発生時において災害支援物資の円滑な流通を支援するため、災害物流専門家研修会を開催し、拠点の設置や支援物資の管理・輸送手配等専門知識を身につけた「災害物流専門家」の育成を図ることを目的とする。

(2) 防災資機材の整備

最重点施策 (10)

自然災害等の発生時に事業用貨物自動車に課せられた役割を迅速かつ適切に実施するため、各種資機材の整備及び維持管理を行う。

5. 労働対策事業

少子高齢化、ドライバー不足等の労働環境の変化に対応し、女性、高齢ドライバーを含めた人材の確保・育成対策を行うほか、事業従事者の健康増進や長時間労働の是正及び労働災害を防止するため、次の事業を実施する。

(1) 労働力確保及び労働災害防止対策に資する助成事業

最重点施策(3)(7)

貨物自動車運送事業における労働力確保及び労働災害防止に資する講習等の受講料等に対し助成を行う。

ア. 労働力確保に資する助成事業

- ① 貨物自動車運転免許取得助成
- ② 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成
- ③ インターンシップ導入促進支援助成(全ト協枠による助成)

イ. 労働災害防止に資する助成事業

- ① 荷役機械の運転及び作業に係る技能講習受講料助成
- ② 陸運業のための各種安全教育及び研修会受講助成

(2) 労働力確保及び労働災害防止に向けた取組の強化

最重点施策(7)、重点施策(1)

労働関係法令等の遵守による労働災害の防止及び、研修会の開催や行政と連携した施策の推進により、安定した労働力の確保を支援する。

ア. 時間外労働の上限規制 960 時間及び改正改善基準告示の順守に係る対応

- ・ 時間外労働の上限規制 960 時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じ、会員事業者に対し関係法令や告示について周知徹底を行う。
- ・ 荷主や一般消費者等に対し、各種媒体を活用した荷主等への理解促進を図るための環境整備を行う。
- ・ 時間外労働上限規制や改正改善基準告示への対応状況等の実態把握を行う。

イ. 労働災害防止及び若年層、女性及び高齢者の採用等労働力の確保・育成・定着対策の推進

- ・ 関係機関と連携した労働災害防止及び若年層、女性及び高齢者の採用等労働力の確保・育成・定着に資する研修会を開催する。
- ・ セミナーの開催や、会報、ホームページ等の活用により、過労死等防止に向けた意識の高揚を図るとともに、ドライバーの健康増進及び健康起因事故防止対策を推進する。

ウ. 運輸行政、労働行政と連携した施策の推進

運輸行政、労働行政と連携し、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会」を運営、物流の 2024 年問題に対応した取引環境の改善と長時間労働抑制に向けた対策を推進し、労働力確保を図る。

エ. 高校生を対象とした、人材確保に向けてのキャリア教育の実施

トラック運送業界の人手不足の現状を踏まえ、高校生向けに、進路の選択肢として含めてもらえるよう、トラック輸送の重要性を訴えかける出前授業を実施する。

オ. 夏期及び年末年始労働災害防止強調運動の推進

労働災害防止の重要性を認識し、各職場において労働災害防止に取り組むことを目的として、各期の労働災害防止強調運動を推進する。

カ. 交通事故・労働災害防止コンクールの実施

令和7年9月1日（月）～令和8年2月28日（土）の、秋の輸送繁忙期及び冬季期間をとらえ、業界ぐるみで交通事故、労働災害防止運動を展開し、会員相互の連帯意識と安全思想の高揚を図るとともに、安全で明るい輸送を達成することを目的としたコンクールを実施する。

キ. 会報及び青ト協ホームページ等による労働災害防止広報・啓発

- ・ 安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。
- ・ 食生活、運動、飲酒、喫煙等の対策の広報・啓発を通じてドライバーの健康増進に向けての取組を推進する。

6. 経営改善対策事業

貨物自動車運送事業の健全な経営を維持するためには、コストに見合った適切な運賃収受が最大の課題であり、多様なコストを含めて原価意識の高揚を図ることが重要である。

業界の活力ある永続的な発展に資するため、経営者・管理者の資質向上と若手経営者、後継者、管理者等の育成を行うことを目的に、次の事業を実施する。

(1) 事業者の経営改善に資する取り組みの強化

最重点施策(1)(8)

ア. 物流DX・IT化等による経営改善に必要な取組の推進

- ① 物流DX・IT化等による経営改善に関するセミナーを開催する。
- ② 全日本トラック協会が作成する運送契約書面化無料アプリの普及促進等、中小トラック事業者のIT化による生産性向上を推進する。

イ. 物流革新に向けた改正物流法等への対応

- ① 改正流通業務効率化法、改正貨物自動車運送事業法の会員への周知徹底による、多重下請け構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金収受に向けた対応
- ② 改正下請法の会員への周知徹底

ウ. 事業承継対策の推進

- ① 行政、関係機関と連携し、事業承継に関する各種施策を推進する。

(2) 人材育成対策の推進

最重点施策(7)

- ア. 業界の活性化を図るため、業界の次代を担う青年経営者、事業後継者及び女性ドライバー等の幅広い人材を育成し、トラック運送事業の永続的な発展を期すため、研修会等への参加助成を行う。
- イ. インターンシップ登録サイトの充実及び、インターンシップ実施事業者への支援助成を行う。(労働対策事業との連携)

7. 広報対策事業

物流負荷の軽減のためには、荷主企業や消費者の意識改革・行動変容が不可欠である。より広く荷主企業や消費者に対して、物流が果たしている役割の重要性やその危機的状況、持続可能な物流の実現のために各々が取り組むべき事項を重点として伝える。

また、安全・環境対策等の取組みについての広報・PR活動を行い、荷主企業や一般消費者の理解促進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 広報による業界の理解促進

重点施策(1)

- ア. 「商慣行の見直し」、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」等、荷主企業・団体、消費者への理解促進を図り、また、業界の課題・取組みを広く情報発信するため、WEB等の様々なメディアを活用した広報を実施する。
- イ. 日常生活に不可欠な物流の仕組みやトラック輸送の社会貢献について、小・中学生を対象とした物流に関する交流授業を実施する。

(2) 「トラックの日」の広報

重点施策(1)

- ア. 一般消費者向けイベントを開催し、トラック輸送のPRと交通安全の啓発を行い、トラック運送事業に対する理解促進を図る。
- イ. 県内各地において、支部を中心とした社会貢献活動を実施する。

8. 中央出捐金事業

当協会が青森県から交付を受けた青森県運輸事業振興助成交付金の一部(23.0%)を公益社団法人全日本トラック協会へ出捐金として支出する。

公益社団法人全日本トラック協会が実施している事業の大部分は、「運輸事業の振興に関する法律」に基づき、都道府県トラック協会から出捐された資金により行われており、その出捐金収入により、運輸の安全性の確保、環境に係る調査研究を行うと共に、より安定したトラック輸送のサービスの改善と充実に努めるため、全国トラック運送事業者の経営基盤強化を目指し、研修会の開催、啓発資料の発行、各種助成、利子補給を通じてトラック輸送の改善を促進する。

B. 表彰事業（相互扶助等事業1）

本協会の会員を対象に、協会の運営並びにトラック運送事業の健全な発展、社会的地位向上に功績のあった者を表彰規程に基づき通常総会において表彰する。

C. 機関誌「青森県トラック協会報」発行事業（相互扶助等事業2）

隔月で会報を発行し、会員のほか関係機関団体、関係行政機関、地方自治体等に送付し、トラック運送に必要な不可欠な情報を提供するとともに、業界における取組や主張、提言を積極的に公表する。

D. 助成事業（相互扶助等事業3）

最重点施策（6）（7）

会員の経営支援を目的とした次の助成事業を実施する。

- ① 信用保証料助成
- ② 中小企業大学校講座受講促進助成
- ③ 自家用燃料供給施設整備支援助成事業（全ト協枠による助成）
- ④ 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成（全ト協枠による助成）

E. 会員意見の発信事業（相互扶助等事業4）

最重点施策（1）（2） 重点施策（2）（3）

（1）要望活動の実施

- ア. 経済団体等への適正取引、労働時間改善対策等の理解促進に関する要望
- イ. 県選出国會議員への令和8年度トラック関係施策に関する要望（税制・予算、各種施策等）

（2）地区別懇談会の開催

協会の各種施策についての理解促進を図り、また、会員の意見を協会運営に反映させる目的で「地区別懇談会」を開催する。

（3）全国及びブロック事業者大会への参加

- ア. 令和7年度 東北トラック協会事業者大会
開催日 令和7年9月25日（木）
会 場 山形市 ホテルメトロポリタン山形
参加対象 協会本部役員
- イ. 第30回 全国トラック運送事業者大会
開催日 令和7年10月15日（水）
会 場 新潟市 朱鷺メッセ
参加対象 青森・上十三 各支部会員

F. 貸館事業（相互扶助等事業5）

- （1）トラック協会研修センターの施設の一部を、本協会と関連のある陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部、東北交通共済協同組合青森支部等へ有料で貸与する。
- （2）東北運輸局青森運輸支局や独立行政法人自動車事故対策機構等の公的機関が行う講習会等に、大・中・小の研修室を有料で使用させる。
- （3）研修センター内に自動販売機を有料で設置させる。
- （4）本協会が所有する野球場を有料で使用させる。